

## 農地法第4条・第5条 \*許可申請に必要な添付書類等

### 【共通】

- 1.申請地の登記全部事項証明書《法務局》
- 2.公図写し(法務局の証明がない場合は、行政書士にて証明をお願いします)《法務局》
  - ・申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者名を記入したもの。
- 3.位置図(案内図) 住宅地図等
  - ・役場・駅・その他最寄りの目ぼしい公共の施設から、申請地までの直線距離を表示すること。
  - ・申請地に目印を付けること。
- 4.付近状況図
  - ・申請地を中心として、概ね半径約500m範囲内の住宅化の状況が分かるもの。
- 5.建物施設配置図
  - ・建設しようとする建物または施設の面積、位置を表示する図面で排水計画を附記すること。
- 6.資金調達証明書(融資の審査結果通知などは原本確認を行いますので原本の提示をお願いいたします)
  - ・融資証明書・預金残高証明書(原本・議決予算書等の証明資料(工事見積の金額をこえること)等(親族等からの融資がある場合には、その旨を記した書類を作成、添付のこと)
- 7.見積書(原本もしくは原本確認)
  - ・土地造成費用・建設費用等を含む。

8-1.【申請者が個人の場合】申請者の住民票抄本《町住民環境室》 **譲受人の住民票は必須。**

※譲渡人の住民票について、申請地の土地全部事項証明書に記載されている氏名・住所と一字一句変更がない場合は添付不要です。住所については枝番の有無までご確認下さい。

8-2.【申請者が法人の場合】以下の①～③のいずれかを添付すること。

- ①法人登記事項証明書《法務局》
- ②定款の写し(行政書士もしくは申請する法人の原本証明が必要です。)
- ③寄付行為又は規約の写し

9.隣地の同意書(将来の紛争防止の為)

※H10年に同意書は不要になりましたが、必ず、隣接地等の所有者の方に事業を行う旨を、伝えるように努めて下さい。

※近隣のトラブルが予想されるものについては、添付を依頼することもあります。

10.その他、農業委員会が指示する書類

### 【申請地・申請目的によっては必要となるもの】

11.連許認可、届出等の写し

申請目的の事業について関連法令の許認可届等を要する場合に、その手続を完了しているときは、それを証する書面の写し

※太陽光発電を目的とした申請の場合、①事業計画認定通知書の写し、②発電量10kw未満の場合は事業工程表の写し、③H29.3.31までに旧制度で認定取得した事業者については事業計画認定の申請があったことが分かるPC画面の写し等を添付して下さい。

1 2.土地改良区意見書（申請地が土地改良区の受益地内にある場合は添付して頂きます。）

- ・申請地が群馬用土地改良事業の受益地区の場合。《群馬用土地改良区》
- ・申請地が群馬用土地改良事業以外の受益地区の場合。《町用地管理室》

※申請地が土地改良区内か否かの確認については、町用地管理室にてご確認下さい。なお、群馬用土地改良区の意見書の交付申請については、直接群馬用土地改良区(TEL027-251-0019)へお問い合わせ下さい。

1 3.【一時転用の場合】

1 3 - 1.農地復元計画書

1 3 - 2.農地復元に関する確約書

一時転用の場合に、復元農地の表土の深さ、土質等及び埋立土砂の準備状況、必要資料を添付して作成したものの

1 3 - 3.平面及び縦横断面図

地下資源の採取・地下への埋立等の場合に添付して下さい。なお、採取量又は埋立量もご記入願います。

1 3 - 4.工程表（工事等に伴う一時転用の場合）

1 4.業者登録書写（申請者が資格を保有している場合）

- ・宅建業法・採石法・砂利採取法等に係る申請の場合は、関連の業者登録を了していることを証する書面。

1 5.排水関係構造図

1 6.上下水道課 農業集落排水若しくは下水道事業意見書《町下水道室》

- ・申請地が農業集落排水若しくは下水道受益地の場合。（合併浄化槽の場合は構造図を添付）

※下水道への接続が無い計画についても、受益地内であれば意見書が必要となります。詳細は町下水道室までご確認下さい。

※合併浄化槽使用時の地元水利権者（水利組合）の同意書につきましても、浄化槽法の運用に基づき添付不要となりました。

1 7.【目的が太陽光発電用地の場合】発電施設配置図

- ・営農型太陽光発電の場合を除き、フェンスの設置が義務づけられていますので必ず示すようにして下さい。

1 8.委任状並びに確認書

- ・申請代理人が申請する場合（行政書士）

1 9.【直近で農業振興地域からの除外容認が出た転用申請の場合】除外済み通知の写し

（吉岡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について(通知)の写し）

※必ず、吉岡町農業振興地域の除外地であることを産業観光課農業振興室にて、縦覧・確認して下さい。

※添付書類につきましては、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

**【農地転用申請スケジュール等】**

- 申請期間・・・毎月 21 日 ～ 25 日（25日が休日の場合は翌開庁日まで）
- 農業委員会開催日・・・毎月 10 日前後（申請翌月の委員会にて審議します。）
- 許可書交付・・・申請翌々月の 5 日頃（電話にて連絡致しますので、印鑑をご持参下さい）

**【その他】**

・ 書類部数 正副 2 部(町分・県分)

(副本の添付書類は複写可。但し、許可申請書については原本の提出をお願いいたします。)

・ 吉岡町土地開発に該当する案件の場合(詳細は町都市建設室までご確認ください。)

要綱第 3 条(適用範囲)を抜粋

- (1) 開発区域の面積が 1,000 平方メートル以上の開発事業
- (2) 工場の建設を伴う開発事業
- (3) 開発区域を 5 区画以上に分割して行う開発事業
- (4) 公共施設又は公益施設を整備し、当該施設の帰属を予定している開発事業
- (5) 賃貸住宅、社宅等(独立、集合住宅を問わず。)の建設を伴う 6 戸(世帯)以上の開発事業
- (6) 1,000 平方メートル未満の面積で施工する開発事業であっても、事業完了後 1 年以内に隣接する土地で機能的に一体と認められる開発行為を行うことにより、1,000 平方メートル以上の一団の土地となる開発事業(道路、水路、構造物等で分断されていても、機能的に一体の開発事業と認められた場合は適用する。)
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの
  - ※ 自己の居住用の専用住宅の建築を目的とするものは適用しない。

- ・ 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発に関しては県の開発許可を受けて下さい。

なお、その他、ご不明な点はお問い合わせください。

吉岡町農業委員会事務局：〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL 0279-54-3111 / Fax 0279-54-8681